

○文教委員会
内閣提出法律案（二件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
7 ※	公立義務教育諸学校の学級編制及び教育職員等の配置に関する法律の適正標準及び学校の教職員の配置の適正標準に関する法律案	衆	五、二、五	五、二、五 付託 議決	五、三、二五 議決 五、三、二五 議決	
8 ※	国立学校設置法の一部を改正する法律案	々	二、五	二、五 付託 議決	四、一五 可決 四、一六 可決	
					二、五 可決 四、七 可決	
					四、八 可決	
						備考

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆議院へ提出	参議院	衆議院	備考
8	学校教育法の一部を改正する法律案	山本正和君 外一名 （五、六、二〇）	五、六、七		五、六、二 付託 委員会 議決	未了 委員会 議決 本会議 議決	
					五、六、七 付託 委員会 議決	委員会 議決 本会議 議決	
							備考

10	9	番号		
女子教職員の出席に 際しての補助教職員の 確保に関する法律 の一部を改正する法 律案	学校教育法及び教育 職員免許法の一部を 改正する法律案	件名		
森暢士君 外一名 (六一二)	上山和人君 外一名 (五六一二)	提出者 (月日)		
六七	五 六七	予備送 付月日		
		衆へ 提出		
六二	五 六二	付託 委員会	参議院	
未	未	議決 委員会		
了	了	議決 本会議		
六七 全	五 六七 全	付託 委員会	衆議院	
		議決 委員会		
		議決 本会議		
		備考		

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）

要旨

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

1 公立の小学校及び中学校の学級編制の標準について、二個学年複式学級及び特殊学級の一学級の児童生徒の数の標準を改善すること。

2 公立の小学校及び中学校の教職員定数の標準について、複数の教員の協力による指導が行われ、又は多様な選択教科が開設される場合に、教員の数を加算できるとするとともに、大規模校の教頭の複数配置、専科教員及び生徒指導担当教員等の充実並びに養護教員、学校栄養職員及び事務職員の数の改善を行うこと。

3 公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の学級編制及び教職員定数の標準を改善すること。

二、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正

1 公立の高等学校の学級編制の標準について、全日制普通科

等の一学級の生徒の数の標準を現行四十五人から四十人に改善すること。

2 公立の高等学校の教職員定数の標準について、多様な教育課程の編成・指導方法の工夫改善のための教員の充実及び生徒指導担当教員の数等を改善するとともに、大規模校の教頭の複数配置、定時制及び通信制の課程の教員並びに養護教員及び事務職員の数を改善すること。

3 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制及び教職員定数の標準を改善すること。

三、この法律は、平成五年四月一日から施行すること。

四、この法律施行のため、平成十年三月三十一日までの間、所要の経過措置を定めること。

委員長報告

ただいま議題となりました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、教育の一層の個性化を推進するため、平成五年度から十年度までの六年間で、公立の小中学校及び高等学校並びに

特殊教育諸学校の学級規模と教職員配置の適正化を図ろうとするものであります。

小中学校においては、複数の教員の協力による指導等指導方法の工夫改善を行うための教職員の配置などの、また高等学校においては、全日制課程の普通科等の学級編制の標準を四十五人から四十人に引き下げることなどの改善を行うこととしております。

委員会におきましては、小中学校及び高校職業科の学級編制を四十人に据え置いた理由、チームティーチングの教育効果及び多目的教室等学校施設の整備等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、日本共産党高崎委員より修正案が提出されましたが、政府からは同案に対し反対である旨の発言がございました。

順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目からなる附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として、群馬大学の教養部を改組して社会情報学部を、名古屋大学の教養部を改組して情報文化学部を、奈良女子大学の家政学部を改組して生活環境学部をそれぞれ平成五年十月一日に設置すること。

二、昼夜開講制による教育体制充実のため、滋賀大学、徳島大学及び琉球大学に併設されている夜間三年制の短期大学部を平成七年度限りで廃止して、それぞれの大学の関係学部統合すること。

三、看護等医療技術教育の充実等を図るため、大阪大学に併設されている医療技術短期大学部を平成七年度限りで廃止して、同大学の医学部に統合すること。

委員長報告

ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、群馬大学の教養部を改組して社会情報学部を、名古屋大学の教養部を改組して情報文化学部を、奈良女子大学の家政学部を改組して生活環境学部をそれぞれ設置するほか、滋賀大学、徳島大学及び琉球大学の各大学に併設されている夜間三年制の短期大学部並びに大阪大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの関係学部を統合しようとするものであります。

委員会におきましては、カリキュラム改革と一般教育の重要性、多様な大学入試の推進、自己点検・評価の意義とその効果、貧困な教育・研究環境の抜本的改善等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。